

事業者のみなさん マイナンバー(個人番号)を正しく取り扱っていますか?

事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などで、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。マイナンバーを取り扱う際には4つのルールを守りましょう!



問 市 広報秘書課(米原庁舎) ☎52-6627 FAX 52-5195



取得・利用・提供

- 個人番号の取得、利用、提供は法令で決められた場合だけです。



保管・廃棄

- 必要がある場合だけ保管
- 必要がなくなったら廃棄



委託

- 委託先を「しっかり監督」
- 再委託は「許諾が必要」



安全管理措置

- 漏えいなどを起こさないために書類やデータは「しっかり管理」

マイナンバーを従業員などから取得するときは…

- マイナンバーを取り扱う人や手順、保管場所などを決めておきましょう。
- 利用目的をきちんと伝えましょう。
例:「源泉徴収票作成」・「健康保険・厚生年金保険届出」・「雇用保険届出」等
- 「身元確認」と「番号確認」で本人確認を厳格に行いましょう。

個人番号カードを持っている場合
身元確認と番号確認が、カード1枚で可能です。

個人番号カード

個人番号カードを持っていない場合
身元確認と番号確認をしてください。

身元確認*

運転免許証
or
パスポート
など

番号確認

通知カード
or
マイナンバー
記載の住民票
など

※雇用関係にある場合など、身元確認を要しないことがあります。

万が一、マイナンバーが漏えいしてしまったら…

- (1) 事業者内部の責任者へ報告、被害の拡大防止
- (2) 事実関係の調査、原因の究明
- (3) 影響範囲の特定
- (4) 再発防止策の検討・実施
- (5) 影響を受ける可能性のある本人へ連絡
- (6) 事実関係、再発防止策等の公表

マイナンバーが漏えいして、不正に用いられるおそれがあるときは、マイナンバーの変更をお住いの市区町村に請求できることを本人に説明してください。

特定個人情報の安全の確保に係る「重大な事態」が発生したときは、個人情報保護委員会に報告することが法令上の義務になりました。

個人情報保護委員会ウェブサイト
URL <http://www.ppc.go.jp/legal/policy/rouei/>

マイナンバー制度のお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178(無料)

平日 9時30分~22時
土日祝日 9時30分~17時30分(年末年始を除く)

マイナンバーに関する最新情報

- ・マイナンバー制度…… [内閣官房](#) 各ウェブサイト
- ・税分野での取扱…… [国税庁](#) [検索](#)
- ・社会保障分野での取扱… [厚生労働省](#)
- ・マイナンバーガイドライン… [個人情報保護委員会](#)

人のうごき 人口 39,881人(-2) 男 19,517人(+5) 女 20,364人(-7) 世帯 14,092世帯(+9)

65歳以上の人口 10,899人 高齢化率 27.33% ※カッコ内は前月との比較【平成28年2月1日現在】

〒521-8501 滋賀県米原市下多良三丁目3番地
☎0749(5)26627 FAX 0749(5)5195

Eメール 発行日
koho@city.maibara.lg.jp
http://www.city.maibara.lg.jp/
平成28年2月11日(木)